

赤井川村告示第45号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年 3月30日

赤井川村長 馬 場



1 協議の場を設けた区域の範囲

赤井川地区、都地区、落合・常盤地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令4年3月23日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

(1) 赤井川地区

経営体数 個人 47 経営体 法人 6 経営体

(2) 都地区

経営体数 個人 14 経営体 法人 0 経営体

(3) 落合・常盤地区

経営体数 個人 3 経営体 法人 3 経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

各地区とも担い手はいるが十分ではではない

5 農地中間管理機構の活用方針

土地所有者の意向を把握し、選択肢の一つとして農地中間管理機構の活用を検討し対応する。

6 今後の地域農業のあり方

別紙のとおり

(別紙)

農業者の高齢化が進む中、村では平成26年度の新規就農者の受け入れの制度の充実を図るために見直しを行った。主にJAの臨時職員として研修生を受入し、農業分野の知識の習得や営農後に向けた実践的な研修を行っている。できる限り毎年2名ずつの受入を行っていく予定であり、耕作放棄地の解消や農地の集約化に繋がるものと考え、制度の定着を目指していく。

また、平成27年3月にオープンした道の駅は農産物直売所も併設しており、村の農産物PRや新たな販売体制の構築にも繋がっている。直売所での販売を考え、加工品の製造に取り組む農業者も増えてきている。今後さらに法人化や団体化が図られることにより、これまでにはなかった事業展開がされると期待する。